



東村山税務署からのお知らせ

東村山税務署の確定申告 作成会場の開設は2月8日(月)から

《還付申告は、2月15日(月)以前でも提出を受け付けています(土・日曜日、祝日を除く)》

平成27年分の所得税および復興特別所得税の確定申告期間は、
2月16日(火)～3月15日(火)です

※2月5日(金)までは、常設窓口での対応のみとなり大変混雑しますので、来署はご遠慮ください。
※消費税および地方消費税の申告・納税は、3月31日(木)までです。
※贈与税の申告・納税は、2月1日(月)～3月15日(火)です。

■ 東村山税務署
■ (〒189-8555東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811)
■ 東村山税務署では、1月から駐車場が使用できません。車での来署はご遠慮ください。

日曜窓口開設

土・日曜日、祝日は閉庁日ですが、税務署では2月21日(日)・28日(日)に限り、確定申告書作成の相談および申告書の受け付けを行います。
※国税の領収・納税証明書発行・電話相談は行いません。

確定申告書はご自分で作成して提出を

申告書の作成に当たり、「所得税および復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書用紙などが、国税庁HPからダウンロードできますのでご利用ください。
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すると税額などが正しく計算され、計

算誤りのない所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。ぜひご利用ください。

作成した確定申告書は、印刷して税務署へ郵便や信書便による送付、e-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信、税務署の時間外収受箱への投函で提出することができます。

申告についてのご質問などは、税務署に電話でお問い合わせください。

「確定申告書等作成コーナー」の操作については、e-Tax作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)にお問い合わせください。3月15日(火)までの確定申告期間の受付時間は、次のとおりです。

- e-Tax受付時間
土・日曜日、祝日を含む24時間
※月曜日午前0時～8時30分のメンテ

ナンス時間を除く

- e-Tax作成コーナーヘルプデスク受付時間
月～金曜日(祝日を除く)および2月21日・28日、3月6日・13日(日)の午前9時～午後8時

復興特別所得税の計算をお忘れなく

平成25～49年度分の各年分は、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納税することとされています(還付申告でも計算が必要です)。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した額です。また、平成25年1月1日～平成49年12月31日に生じる所得については、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

便利で安心な振替納税をご利用ください

所得税などの国税は、申告書の提出後に納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

- 平成27年分確定申告書の振替納付日
●所得税および復興特別所得税：4月20日(水)
●消費税および地方消費税：4月25日(月)
また、電子納税をご利用になると、自宅やオフィスなどのインターネットを経由して納付できます。詳細は、税務署管理運営部門までお問い合わせください。

国外財産調書の提出

平成27年12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、3月15日(火)までに「国外財産調書」の提出をお願いします。

提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置が適用されるほか、罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。

財産債務調書の提出

所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、平成27年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、平成27年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、3月15日(火)までに「財産債務調書」の提出をお願いします。

提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置が適用される場合がありますのでご注意ください。

⚠「にせ税理士」にご注意を

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成および税務相談を、税理士資格のない者が行うことは税理士法によって禁止されています。税務書類の作成は、正規の「税理士」に依頼しましょう。

にせ税理士の情報は税務署総務課へ、税理士に関するお問い合わせは、東京税理士会東村山支部(☎042-394-7038)へご連絡ください。

税理士による無料申告相談

～申告書を作成して提出できます～

東京税理士会所属の税理士による無料申告相談を開催しますので、ぜひご利用ください。小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者・給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告(土地・建物・株式などの譲渡所得のある場合を除く)を作成して提出できます。申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に提出してください(郵送可)。

持筆記用具・計算器具・申告書の控え(前年以前に申告した場合)
※申告に必要な添付書類がある場合は持参してください。
※受付時間は、混雑状況により早く締め切る場合があります。初日の午前中は特に混雑しますので、2日目以降や午後からの来場をご検討ください。
※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方は、税務署をご利用ください。
※車での来場はご遠慮ください。

□税理士による無料申告相談

場所	日程	受付時間
防災センター	2月8日(月)～12日(金) ※祝日を除く	午前9時30分～午後3時30分

平成28年度税制改正の主な内容 市民税・都民税 ここが変わります

ふるさと納税の見直しを行います。

◆ふるさと納税とは

都道府県または市区町村へ寄附した際に、寄附金額に応じた一定金額が、寄附した翌年に課税される市民税・都民税から控除される制度です。

◆特例控除限度額の引き上げ

ふるさと納税に係る寄附金税額控除について、基本控除に加算される特例控除額の上限が、市民税・都民税所得割額の1割から2割に引き上げられました。

◆ふるさと納税に関する申告手続きの簡素化(平成27年4月1日以降実施の寄附から適用)

確定申告が不要な給与所得者などが

ふるさと納税を行った場合には、確定申告を行わなくても寄附金税額控除が受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の適用を受けるには、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内であり、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体にこの特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告や市民税・都民税申告を行う方が寄附金税額控除を受けられる場合には、これまでと同様に寄附金の控除を申告する必要があります。

事業主の皆さんへ 東京都と都内市区町村からのお知らせ

平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します。

◆特別徴収とは

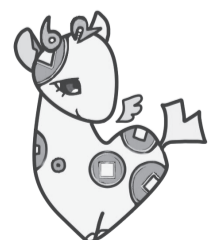
従業員の個人住民税は、事業主が従業員に代わり、毎月給与から個人住民税を差し引き、納入していただく「特別徴収」が原則となっています。※従業員が常時10人未満の場合は、従業員がお住まいの市区町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「納期の特例」の制度があります。

◆特別徴収のメリット

所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間が不要です。事業主の

皆さんは、特別徴収の実施に向けてご準備をお願いします。

- ◆市民税課 ☎ (☎042-460-9827・9828)



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん